

第4次大阪市食育推進連絡調整会議開催要綱

(開催)

第1条 食育基本法（平成17年法律第63号）第18条に規定する市町村食育推進計画（以下「第4次大阪市食育推進計画」という。）の策定及び食育推進に関する必要な事項について、意見を聴取することを目的として、第4次大阪市食育推進連絡調整会議（以下「会議」という。）を開催する。

(会議のメンバー)

第2条 会議のメンバーは、学識経験者、市内において積極的な食育推進活動を行う団体の代表者、公募により選考された市民その他健康局長が適當と認める者のうちから健康局長が委嘱する。

- 2 メンバーの任期は2年とする。ただし、欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 前項に掲げる公募の方法は、別に定める。

(座長)

第3条 会議の座長は、メンバーの互選により定める。

- 2 座長は、会議の議事を進行する。
- 3 座長に事故がある場合には、あらかじめ座長が指名するメンバーがその職務を代理する。

(開催期間)

第4条 会議は、「第4次大阪市食育推進計画」の計画期間中開催する。

(施行の細目)

第5条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に必要な事項は、健康局長が定める。

附 則

この要綱は、令和6年6月24日から施行する。